

平成30年度

国家公務員の倫理の保持に関する状況及び  
倫理の保持に関して講じた施策に関する報告

令和元年9月

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第4条の規定に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について、国会に報告するものである。

## 目 次

1	各種報告書の提出件数	1
	(1) 贈与等報告書の提出件数	
	(2) 株取引等報告書の提出件数	
	(3) 所得等報告書の提出件数	
2	倫理監督官への届出等の状況	2
	(1) 倫理監督官への届出件数	
	(2) 倫理監督官の承認の状況	
3	懲戒処分等の状況	2
	(1) 国家公務員倫理法令違反による処分等の状況	
	(2) 懲戒処分の概要の公表の状況	
4	政令等の制定又は改廃の状況	4
5	国家公務員倫理法等の適正な運用の確保及び倫理感の かん養・保持等のための施策	5
	(1) 国家公務員倫理審査会が行った施策	
	(2) 中央人事行政機関が行った施策	
	(3) 各府省等が行った施策	
別表		8

## 1 各種報告書の提出件数

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号。以下「倫理法」という。）は、国民の疑惑や不信を招く行為の防止を図る観点から、職員（倫理法第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）に贈与等、株取引等及び所得等について報告することを義務付けている。

### （1）贈与等報告書の提出件数

倫理法第6条第1項では、本省課長補佐級以上の職員（倫理法第2条第2項各号に掲げる職員をいう。）は、事業者等から贈与等を受けたとき等は、四半期ごとに、贈与等報告書を各省各庁の長等（内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事院総裁、内閣法制局長官及び警察庁長官並びに宮内庁長官及び各外局の長並びに行政執行法人の長をいう。以下同じ。）又はその委任を受けた者に提出しなければならないとされている。倫理法第6条第2項の規定に基づき、そのうち指定職以上の職員（倫理法第2条第3項各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）に係る報告書の写しは国家公務員倫理審査会（以下「倫理審査会」という。）に送付され、当該報告書については、倫理法第11条の規定に基づき、倫理審査会が審査を行っている。また、倫理法第9条第2項の規定に基づき、贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき2万円を超える部分については、閲覧を請求することができる。

平成30年度分の贈与等報告書の提出総数は、23,751件であった。これらのうち、指定職以上の職員に係る報告書の件数は3,514件、また、閲覧を請求することができる報告書の件数は2,895件である（別表1）。

贈与等報告書の提出総数23,751件の内訳を見ると、金銭、物品等の供与関係が375件（提出総数に占める割合1.6%）、飲食の提供等関係が19,424件（同81.8%）、報酬関係が3,952件（同16.6%）となっている。指定職以上の職員に係る報告書については、金銭、物品等の供与関係が65件（指定職以上の職員に係る報告書の件数に占める割合1.8%）、飲食の提供等関係が2,897件（同82.4%）、報酬関係が552件（同15.7%）となっている。

### （2）株取引等報告書の提出件数

倫理法第7条第1項では、本省審議官級以上の職員（倫理法第2条第4項各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について、毎年、株取引等報告書を各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならないとされており、倫理法第7条第2項の規定に基づき、その写しは倫理審査会に送付され、当該報告書については、倫理法第11条の規定に基づき、倫理審査会が審査を行っている。

平成30年分の株取引等報告書の提出総数は、53件であった（別表2）。

### (3) 所得等報告書の提出件数

倫理法第8条第1項では、前年1年間を通じて本省審議官級以上の職員であった職員は、毎年、所得等報告書を各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならないとされており、同条第3項の規定に基づき、その写しは倫理審査会に送付され、当該報告書については、倫理法第11条の規定に基づき、倫理審査会が審査を行っている。

平成30年分の所得等報告書の提出総数は、1,370件であった（別表2）。

## 2 倫理監督官への届出等の状況

### (1) 倫理監督官への届出件数

国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号。以下「倫理規程」という。）第8条では、職員が自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、あらかじめ、倫理監督官に届け出なければならないとされている。

平成30年度における倫理監督官への届出件数は、全体で413件であった（別表3）。

### (2) 倫理監督官の承認の状況

倫理規程第9条第1項では、職員が利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行おうとする場合は、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならないとされている。

平成30年度における承認申請件数は、全体で56件であり、その全件について承認された（別表4）。

## 3 懲戒処分等の状況

### (1) 国家公務員倫理法令違反による処分等の状況

任命権者及び倫理審査会は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第84条第1項及び倫理法第30条の規定に基づき、職員が倫理法又は倫理法に基づく命令に違反する行為（以下「倫理法違反行為」という。）を行った場合には、当該職員に対し、懲戒処分をすることができる。

平成30年度中に倫理法違反行為に対して任命権者による懲戒処分が行われた事案は11件（12名）あり、その内訳は、免職1名、停職5名、減給5名、戒告1名であった。また、倫理審査会による倫理法違反行為に対する懲戒処分はなかった。

事案の概要は、以下のとおりであった。

(事案1)

利害関係者から物品の贈与を受けた農林水産省の地方支分部局の職員1名について、免職の処分を行った。また、利害関係者から物品の贈与を受け、飲食の供应接待を受け、共にゴルフをし、その費用の一部を負担させた農林水産省の地方支分部局の職員1名について、停職6月の処分を行った。なお、他の国家公務員法違反行為もあったことから、これらを併せて懲戒処分を行った。

(事案2)

利害関係者から無償で物品の貸付けを受け、供应接待を受けた環境省の地方支分部局の職員1名について、停職3月の処分を行った。なお、他の国家公務員法違反行為もあったことから、これらを併せて懲戒処分を行った。

(事案3)

利害関係者から金銭の貸付けを受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けた国税庁の地方支分部局の職員1名について、停職9月の処分を行った。なお、他の国家公務員法違反行為もあったことから、これらを併せて懲戒処分を行った。

(事案4)

利害関係者から金銭の貸付けを受けた国土交通省の地方支分部局の職員1名について、停職2月の処分を行った。なお、他の国家公務員法違反行為もあったことから、これらを併せて懲戒処分を行った。

(事案5)

利害関係者から金銭の貸付けを受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けた国土交通省の地方支分部局の職員1名について、停職3月の処分を行った。なお、他の国家公務員法違反行為もあったことから、これらを併せて懲戒処分を行った。

(事案6)

利害関係者から無償で物品の貸付けを受け、無償で役務の提供を受けた国土交通省の地方支分部局の職員1名について、減給3月(俸給の月額額の10分の1)の処分を行った。なお、他の国家公務員法違反行為もあったことから、これらを併せて懲戒処分を行った。

(事案7)

利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供应接待及び財産上の利益の供与を受けた文部科学省の職員1名について、減給3月(俸給の月額額の10分の1)の処分を行った。

(事案8)

利害関係者から供応接待を受けた文部科学省の職員1名(行為時、スポーツ庁職員)について、減給2月(俸給の月額額の10分の1)の処分を行った。

(事案9)

利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待及び財産上の利益の供与を受けた文部科学省の職員1名について、減給1月(俸給の月額額の10分の1)の処分を行った。

(事案10)

利害関係者から供応接待を受けた経済産業省の職員1名(行為時、スポーツ庁職員)について、減給2月(俸給の月額額の10分の1)の処分を行った。

(事案11)

利害関係者から供応接待を受け、共に旅行をした国土交通省の地方支分部局の職員1名について、戒告の処分を行った。

また、平成30年度中に、倫理法違反行為に対して、各府省等の内規による訓告、嚴重注意等の処分が行われた事案は、17件(26名)であった。

## (2) 懲戒処分の概要の公表の状況

倫理法第27条第1項及び第32条では、任命権者及び倫理審査会は、自ら行った懲戒処分につき職員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、その概要の公表をすることができることとされている。

平成30年度中に倫理法違反行為に対して任命権者による懲戒処分が行われた事案については、11件全ての概要が公表された。

## 4 政令等の制定又は改廃の状況

平成30年度に制定又は改廃が行われた倫理法に基づく政令、人事院規則、訓令又は規則は、以下のとおりである。

### ○ 各省各庁の職員の職務に係る倫理に関する訓令の改正

倫理法第5条第3項では、各省各庁の長は、倫理審査会の同意を得て、当該各省各庁に属する職員の職務に係る倫理に関する訓令を定めることができることとされている。

同項に基づき、倫理規程第2条第1項ただし書に規定する、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者として利害関係者から除かれる者を定めた訓令が、以

下のとおり改正された。

府省等名	制定年月日 施行年月日	訓令	概要
法務省	平成31年3月 29日制定 平成31年4月 1日施行	法務省職員倫理規程の一部を改正する訓令（法務省人服訓第116号）	入国管理局に関する記載を削除した。電気供給事業者及びガス供給事業者を利害関係者から除外する記載を削除した。

なお、この改正については、倫理法第5条第6項の規定に基づき、別途、国会に報告する。

## 5 国家公務員倫理法等の適正な運用の確保及び倫理感のかん養・保持等のための施策

### (1) 国家公務員倫理審査会が行った施策

倫理審査会は、贈与等報告書等の審査、倫理法違反行為に対する懲戒処分承認、必要な指導等のほか、次の施策を講じた。

- ① 各府省等の本省の倫理事務担当者等を集めた会議を開催し、当面の重点課題である、i) 職員の倫理意識のかん養、ii) 倫理的な組織風土の構築、iii) 倫理法等違反への厳正な対応について説明を行い、あわせて、各府省等の啓発活動を紹介し、倫理研修の計画的な実施や職員の職務に係る倫理の保持のための通報制度の活用推進に関する指導・助言を行った。
- ② 職員の職務に係る倫理の保持に関して職員を指導監督する立場にもある複数の幹部職員が倫理法等違反で処分される事案が発生したことを踏まえ、各府省倫理監督官に対し、当該事案と同様に事業者等から高額の供応接待を受けた事案がないかを点検するとともに、職員が研修等を通じて倫理意識をかん養しているか、また、倫理的な組織風土が構築できているか等について確認するよう要請した。
- ③ 倫理制度の周知徹底及び各府省等における倫理研修の指導者養成等を目的とした倫理制度説明会を全国10都市で開催した。平成30年度においては、本府省等の倫理事務担当者向けの説明会で、近年の違反事案の傾向を踏まえた防止策の提示を行うなど、より実践的な内容で実施した。また、各府省等の地方機関の職員、職員と接触する機会のある民間企業等に勤務する者を対象とした公務員倫理セミナーを横浜市、大阪市及び那覇市において開催し、有識者による講演、倫理審査会事務局職員による制度説明を実施した。
- ④ 課長補佐級職員用自習研修教材「公務員倫理を見つめ直す」を改訂し、各府省等



に配布した。また、事例研究用教材として、幹部職員が多く遭遇する事例や倫理法等違反を見聞きした場合の対応の事例等を取り入れたケーススタディ用DVD研修教材「事例で学ぶ倫理法・倫理規程 Vol. 12」を作成し、各府省等に配布した。

- ⑤ 平成14年度から毎年実施している「国家公務員倫理週間」（12月1日から7日までの1週間。以下「倫理週間」という。）に際し、公募作品の中から採用した標語「思い出せ 初心と誇りと使命感」を用いた啓発用ポスターやパンフレットを作成し、各府省等のほか、全国の地方公共団体及び経済団体に配布した。その他、職員を対象とした講演会の開催、公務員倫理に反すると疑われる行為に係る情報提供を受け付ける「公務員倫理ホットライン」のPRを行い、さらには、各府省等の倫理監督官に対し、所属職員を対象として公務員倫理に関する講話を実施すること、特に幹部職員等に対して直接公務員倫理に関する注意喚起を行うこと、公務員倫理に関する自らの考えをメールにより全職員に直接送ることを依頼するなどし、ほとんどの府省等において実施された。また、eラーニングによる研修について、基本的に全職員を受講対象とすることや受講完了者の把握・未受講者への受講の督促を行うよう努めることなどを各府省等に対して要請した。
- ⑥ 国家公務員と接触する機会のある民間企業等に対し、倫理法・倫理規程に関する周知及び理解の促進を図るため、全国の経済団体等に対し、倫理法・倫理規程のポイントを説明し、会員企業に対するパンフレットの配布、機関誌やホームページへの倫理週間等の記事の掲載など、会員企業に対する広報活動における協力依頼等を行った。この結果、合計84団体の機関誌等に倫理週間等の記事が掲載された。これに加えて、地方公共団体に対し、公務員倫理に関する広報資料を配布し、周知、広報活動を行った。また、事業者等の視点に立って公務員倫理の制度や運用、事例についてまとめた事業者用教材を改訂し、各府省等や事業者等に配布した。

このほか、倫理審査会では、倫理保持のための施策の企画のため、平成30年度においては、市民、民間企業、有識者及び職員を対象とする公務員倫理に関するアンケート調査を実施するとともに、倫理制度や公務員倫理をめぐる諸問題について各界から幅広く意見を聴取した。

## （2）中央人事行政機関が行った施策

中央人事行政機関の事務として、内閣官房及び人事院が行った施策は、次のとおりである。

- ① 内閣官房は、「平成30年度における人事管理運営方針」（平成30年3月28日内閣総理大臣決定）において、倫理法等の適正な運用に万全を期することにより、公務員倫理の向上に努めるよう各府省等に対して周知徹底した。
- ② 内閣官房及び人事院は、以下の研修において、職員の倫理感の醸成・保持のためのカリキュラムを実施した。

- ア 第 52 回国家公務員合同初任研修（内閣官房・人事院）（修了者数 687 名）
- イ 行政研修、本府省等職員研修及び地方機関職員研修（人事院）（修了者数 2,750 名。ただし、ア及びウを除く。）
- ウ 討議式研修「公務員倫理を考える」（J K E T）指導者養成コース（人事院）（修了者数 85 名）

### （3）各府省等が行った施策

各府省等が行った施策は、次のとおりである。

- ① 人事担当者会議や課長会議等において、倫理法の周知徹底等の指示・指導を行った。
- ② 階層別研修等において倫理講座を設定するなど、研修における講座の設定・充実等を行った。
- ③ 倫理審査会が作成した「国家公務員倫理教本」、「倫理法・倫理規程セルフチェックシート」等を配布したほか、倫理啓発パンフレットの作成、ポスターの配布等を行った。
- ④ 日常業務において、また、文書回覧、課内連絡会議等により、管理・監督の地位にある者から部下職員へ指導を行った。
- ⑤ 管理・監督の地位にある者に対して、会議等における指示・指導、研修等における講座の設定・充実等を行った。
- ⑥ その他各府省等の職員向けホームページにおいて、倫理法・倫理規程、各種パンフレット等を掲載するなど、各府省等独自の取組が行われた。

別表 1-1 贈与等報告書の提出件数内訳（各省各庁全体）

(単位:件)

府省等名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超
会計検査院	8	3	55	0	20	15	83	18
内閣官房	0	0	14	3	33	20	47	23
内閣法制局	0	0	0	0	93	13	93	13
人事院	1	0	9	0	3	1	13	1
内閣府	2	1	74	7	61	34	137	42
宮内庁	1	0	0	0	45	34	46	34
公正取引委員会	9	0	9	0	9	7	27	7
国家公安委員会	2	1	23	0	15	10	40	11
警察庁	10	2	135	0	239	158	384	160
個人情報保護委員会	0	0	9	2	0	0	9	2
金融庁	3	0	250	13	1	0	254	13
消費者庁	0	0	2	0	4	3	6	3
復興庁	0	0	10	0	0	0	10	0
総務省	3	0	28	0	261	188	292	188
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	36	21	36	21
法務省	21	6	281	8	907	552	1,209	566
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	2	2	2	2
外務省	119	16	693	64	61	35	873	115
財務省	6	0	230	0	88	83	324	83
国税庁	78	3	4,171	6	291	252	4,540	261
文部科学省	4	0	605	14	304	158	913	172
スポーツ庁	4	4	83	8	14	11	101	23
文化庁	0	0	113	8	29	25	142	33
厚生労働省	25	3	1,490	18	1,075	628	2,590	649
中央労働委員会	0	0	7	3	4	4	11	7
農林水産省	21	0	1,273	90	99	44	1,393	134
林野庁	3	0	581	21	15	1	599	22
水産庁	1	0	140	10	7	1	148	11
経済産業省	12	2	2,047	25	96	74	2,155	101
資源エネルギー庁	0	0	52	0	3	2	55	2
特許庁	0	0	230	4	15	6	245	10
中小企業庁	0	0	21	0	2	1	23	1
国土交通省	22	1	6,213	80	76	44	6,311	125
観光庁	0	0	214	10	0	0	214	10
気象庁	16	8	38	2	14	5	68	15
運輸安全委員会	1	1	8	0	2	2	11	3
海上保安庁	0	0	252	2	3	0	255	2
環境省	1	0	38	0	21	9	60	9
原子力規制委員会	2	1	2	0	4	2	8	3
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0
小計①	375	52	19,400	398	3,952	2,445	23,727	2,895

別表 1-2 贈与等報告書の提出件数内訳（行政執行法人全体）

(単位:件)

行政執行法人名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超
独立行政法人国立公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人統計センター	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人造幣局	0	0	12	0	0	0	12	0
独立行政法人国立印刷局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0	11	0	0	0	11	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0	1	0	0	0	1	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0	0	0	0	0	0	0
小計②	0	0	24	0	0	0	24	0

合計（小計①+小計②）	375	52	19,424	398	3,952	2,445	23,751	2,895
割合 ※2	1.6%		81.8%		16.6%			

※1 報酬とは、原稿料、講演料等である。

(贈与等報告書を提出すべき職員に係る報告書の件数に占める割合(%))

※2 割合は、小数点第二位を四捨五入しているため合計が100%にはならないことがある。

別表 1-3 贈与等報告書の提出件数内訳（各省各庁指定職未満）

(単位:件)

府省等名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超
会計検査院	8	3	18	0	20	15	46	18
内閣官房	0	0	9	2	22	17	31	19
内閣法制局	0	0	0	0	91	11	91	11
人事院	0	0	5	0	3	1	8	1
内閣府	2	1	42	3	39	24	83	28
宮内庁	1	0	0	0	44	33	45	33
公正取引委員会	6	0	6	0	6	6	18	6
国家公安委員会	2	1	22	0	13	10	37	11
警察庁	9	2	103	0	236	155	348	157
個人情報保護委員会	0	0	7	1	0	0	7	1
金融庁	3	0	164	5	1	0	168	5
消費者庁	0	0	2	0	3	3	5	3
復興庁	0	0	3	0	0	0	3	0
総務省	3	0	20	0	247	179	270	179
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	35	20	35	20
法務省	14	3	167	4	555	339	736	346
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	2	2	2	2
外務省	95	10	395	44	45	25	535	79
財務省	4	0	176	0	86	83	266	83
国税庁	77	2	4,088	6	291	252	4,456	260
文部科学省	4	0	436	8	297	155	737	163
スポーツ庁	2	2	50	3	7	4	59	9
文化庁	0	0	93	8	29	25	122	33
厚生労働省	24	2	1,366	7	1,001	591	2,391	600
中央労働委員会	0	0	1	0	4	4	5	4
農林水産省	8	0	1,027	63	99	44	1,134	107
林野庁	2	0	462	13	15	1	479	14
水産庁	1	0	111	6	5	1	117	7
経済産業省	8	0	1,800	16	71	64	1,879	80
資源エネルギー庁	0	0	46	0	3	2	49	2
特許庁	0	0	150	2	15	6	165	8
中小企業庁	0	0	16	0	2	1	18	1
国土交通省	21	1	5,361	58	74	42	5,456	101
観光庁	0	0	128	6	0	0	128	6
気象庁	15	8	22	1	13	5	50	14
運輸安全委員会	1	1	0	0	2	2	3	3
海上保安庁	0	0	180	0	3	0	183	0
環境省	0	0	26	0	17	9	43	9
原子力規制委員会	0	0	2	0	4	2	6	2
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0
小計③	310	36	16,504	256	3,400	2,133	20,214	2,425

別表 1-4 贈与等報告書の提出件数内訳（行政執行法人指定職未満）

(単位:件)

行政執行法人名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超
独立行政法人国立公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人統計センター	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人造幣局	0	0	12	0	0	0	12	0
独立行政法人国立印刷局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0	11	0	0	0	11	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0	0	0	0	0	0	0
小計④	0	0	23	0	0	0	23	0
合計（小計③+小計④）	310	36	16,527	256	3,400	2,133	20,237	2,425
割合 ※2	1.5%		81.7%		16.8%			

※1 報酬とは、原稿料、講演料等である。

(指定職未満の職員に係る報告書の件数に占める割合(%))

※2 割合は、小数点第二位を四捨五入しているため合計が100%にはならないことがある。

別表 1-5 贈与等報告書の提出件数内訳（各省各庁指定職以上）

(単位:件)

府省等名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超
会計検査院	0	0	37	0	0	0	37	0
内閣官房	0	0	5	1	11	3	16	4
内閣法制局	0	0	0	0	2	2	2	2
人事院	1	0	4	0	0	0	5	0
内閣府	0	0	32	4	22	10	54	14
宮内庁	0	0	0	0	1	1	1	1
公正取引委員会	3	0	3	0	3	1	9	1
国家公安委員会	0	0	1	0	2	0	3	0
警察庁	1	0	32	0	3	3	36	3
個人情報保護委員会	0	0	2	1	0	0	2	1
金融庁	0	0	86	8	0	0	86	8
消費者庁	0	0	0	0	1	0	1	0
復興庁	0	0	7	0	0	0	7	0
総務省	0	0	8	0	14	9	22	9
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	1	1	1	1
法務省	7	3	114	4	352	213	473	220
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0
外務省	24	6	298	20	16	10	338	36
財務省	2	0	54	0	2	0	58	0
国税庁	1	1	83	0	0	0	84	1
文部科学省	0	0	169	6	7	3	176	9
スポーツ庁	2	2	33	5	7	7	42	14
文化庁	0	0	20	0	0	0	20	0
厚生労働省	1	1	124	11	74	37	199	49
中央労働委員会	0	0	6	3	0	0	6	3
農林水産省	13	0	246	27	0	0	259	27
林野庁	1	0	119	8	0	0	120	8
水産庁	0	0	29	4	2	0	31	4
経済産業省	4	2	247	9	25	10	276	21
資源エネルギー庁	0	0	6	0	0	0	6	0
特許庁	0	0	80	2	0	0	80	2
中小企業庁	0	0	5	0	0	0	5	0
国土交通省	1	0	852	22	2	2	855	24
観光庁	0	0	86	4	0	0	86	4
気象庁	1	0	16	1	1	0	18	1
運輸安全委員会	0	0	8	0	0	0	8	0
海上保安庁	0	0	72	2	0	0	72	2
環境省	1	0	12	0	4	0	17	0
原子力規制委員会	2	1	0	0	0	0	2	1
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0
小計⑤	65	16	2,896	142	552	312	3,513	470

別表 1-6 贈与等報告書の提出件数内訳（行政執行法人指定職以上）

(単位:件)

行政執行法人名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超
独立行政法人国立公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人統計センター	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人造幣局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0	1	0	0	0	1	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0	0	0	0	0	0	0
小計⑥	0	0	1	0	0	0	1	0

合計（小計⑤+小計⑥）	65	16	2,897	142	552	312	3,514	470
割合 ※2	1.8%		82.4%		15.7%			

※1 報酬とは、原稿料、講演料等である。

(指定職以上の職員に係る報告書の件数に占める割合(%))

※2 割合は、小数点第二位を四捨五入しているため合計が100%にはならないことがある。

別表2 株取引等報告書及び所得等報告書の提出件数

(単位:件)

府省等名	株取引等報告書	所得等報告書
会計検査院	2	12
内閣官房	1	41
内閣法制局	0	5
人事院	2	13
内閣府	1	52
官内庁	1	8
公正取引委員会	0	10
国家公安委員会	2	18
警察庁	3	27
個人情報保護委員会	0	0
金融庁	1	20
消費者庁	0	6
復興庁	0	6
総務省	0	38
公害等調整委員会	0	2
消防庁	0	2
法務省	22	696
公安審査委員会	0	0
公安調査庁	1	10
外務省	2	46
財務省	1	51
国税庁	2	15
文部科学省	2	16
スポーツ庁	0	2
文化庁	0	3
厚生労働省	3	53
中央労働委員会	0	3
農林水産省	2	31
林野庁	0	9
水産庁	0	7
経済産業省	0	32
資源エネルギー庁	0	4
特許庁	0	7
中小企業庁	0	2
国土交通省	3	72
観光庁	0	3
気象庁	1	10
運輸安全委員会	1	1
海上保安庁	0	12
環境省	0	15
原子力規制委員会	0	10
防衛省	0	0
小計①	53	1,370

行政執行法人名	株取引等報告書	所得等報告書
独立行政法人国立公文書館	0	0
独立行政法人統計センター	0	0
独立行政法人造幣局	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0
小計②	0	0

合計(小計①+小計②)	53	1,370
-------------	----	-------

別表3 倫理監督官への届出件数

(単位:件)

府省等名	届出件数
会計検査院	0
内閣官房	1
内閣法制局	0
人事院	0
内閣府	0
宮内庁	0
公正取引委員会	0
国家公安委員会	0
警察庁	1
個人情報保護委員会	0
金融庁	1
消費者庁	0
復興庁	0
総務省	0
公害等調整委員会	0
消防庁	0
法務省	0
公安審査委員会	0
公安調査庁	0
外務省	2
財務省	0
国税庁	50
文部科学省	3
スポーツ庁	10
文化庁	1
厚生労働省	30
中央労働委員会	0
農林水産省	102
林野庁	1
水産庁	11
経済産業省	162
資源エネルギー庁	0
特許庁	2
中小企業庁	2
国土交通省	34
観光庁	0
気象庁	0
運輸安全委員会	0
海上保安庁	0
環境省	0
原子力規制委員会	0
防衛省	0
小計①	413

行政執行法人名	届出件数
独立行政法人国立公文書館	0
独立行政法人統計センター	0
独立行政法人造幣局	0
独立行政法人国立印刷局	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0
小計②	0

合計(小計①+小計②)	413
-------------	-----

別表4 倫理監督官の承認の状況

(単位:件)

府省等名	申請件数	承認された件数
会計検査院	0	0
内閣官房	0	0
内閣法制局	0	0
人事院	0	0
内閣府	0	0
宮内庁	0	0
公正取引委員会	0	0
国家公安委員会	0	0
警察庁	0	0
個人情報保護委員会	0	0
金融庁	0	0
消費者庁	0	0
復興庁	0	0
総務省	0	0
公害等調整委員会	0	0
消防庁	17	17
法務省	0	0
公安審査委員会	0	0
公安調査庁	0	0
外務省	2	2
財務省	0	0
国税庁	0	0
文部科学省	0	0
スポーツ庁	0	0
文化庁	0	0
厚生労働省	25	25
中央労働委員会	0	0
農林水産省	2	2
林野庁	0	0
水産庁	0	0
経済産業省	0	0
資源エネルギー庁	0	0
特許庁	0	0
中小企業庁	0	0
国土交通省	10	10
観光庁	0	0
気象庁	0	0
運輸安全委員会	0	0
海上保安庁	0	0
環境省	0	0
原子力規制委員会	0	0
防衛省	0	0
小計①	56	56

行政執行法人名	申請件数	承認された件数
独立行政法人国立公文書館	0	0
独立行政法人統計センター	0	0
独立行政法人造幣局	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0
小計②	0	0

合計(小計①+小計②)	56	56
-------------	----	----